

岡山市エンディングノート等作成業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年5月26日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市エンディングノート等作成業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市エンディングノート等作成業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年11月28日まで
- (4) 概算予算額 総額1,791,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10／100以上の額）
本契約に係る契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「製作等」に登録されていること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和7年6月20日（金）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年6月6日（金）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年6月11日（水）午後5時までに掲載
企画提案書の提出	令和7年6月12日（木）～令和7年6月20日（金） 午後5時必着
プレゼンテーション審査の実施	令和7年6月27日（金）頃
審査結果の通知	令和7年7月1日（火）頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードすること。

ホームページアドレス

(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（1）受付方法

質問書（様式3）に質問事項を記載し、電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市エンディングノート等作成業務委託」として、岡山市地域包括ケア推進課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けません。なお、提出後、必ず電話により、到達の確認を行うこと。

提出先：岡山市保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課

電子メール：tiikihoukatsu@city.okayama.lg.jp

電話番号：086-803-1246

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課に、「岡山市エンディングノート等作成業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送または持参すること。

（2）提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②企画提案書（任意様式）

- ・用紙は原則としてA4版、左綴じ、両面使用とします。ただし表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとします。
- ・ページ番号は目次を除いた通し番号とし、各ページの下部中央に印字してください。
- ・以下に掲げる項目に関しては、企画提案書に各項目名を明記し、提案内容欄に記載の内容について、文章または図表で表現してください。
- ・提案にあたっては、仕様書（案）記載の内容も考慮し、提案してください。

	項目	提案内容
ア	実施体制及びスケジュール	・本業務の実施体制を提出してください。（様式2） ・業務スケジュールを提出してください。
イ	企画内容（エンディングノート）	・エンディングノートの記入ページ例を提案してください。 ※ページ数は1～2ページ、内容については任意。文章はダミーで構いません。 ・別紙仕様書（案）の5（2）①サの「終活関連情報」について、エンディングノートに掲載することが有益と思われる独自

		項目とその理由を提案してください。 ・エンディングノートが使いやすくなるような便利な機能やアイデアがあれば提案してください。
ウ	企画内容（エンディングノート書き方・使い方説明動画）	・エンディングノートの書き方や使い方について説明する動画の企画案を提案してください。
エ	同等の業務の実績について	・令和２年度以降に受託した同等の業務（発注者が行政機関に限らない）について記載してください。

③見積書（任意様式）

経費について、詳細な項目、内訳、金額等を全てご記入ください。

（３）提出部数

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの１部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの８部（副本）

（４）注意事項

- ①連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。
- ②提出する提案書は、提案者ごとに１案とします。
- ③仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。
- ④提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定されません。
- ⑤提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- ⑥企画競争参加申請書（様式１）及び各提出書類の正本を除き、住所、法人名、代表者氏名等は表示しないこと。やむを得ず記述する場合は、副本については黒塗りし、提案者名が分からないようにすること。また、企画提案書における内容についても、会社名又は会社名を類推できる表現は使用しないこと。

８ 特定方法等

（１）審査体制

岡山市エンディングノート等作成業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（２）審査方法

- ①委員会は、提出書類を用いたプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行います。
- ②委員会は、評価基準をもとに１００点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③委員の審査点数の平均点が６０点に満たない提案については、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）として特定しません。
- ④委員の合計審査点数の最高点が同点であった場合、「エンディングノートの作成」の審査点が上位の者を最適な提案者として特定します。

（３）プレゼンテーション審査の実施

出席者は３人以内、発表時間は１事業者１５分以内、質疑応答１０分程度とします。
詳細な日時、場所については後日お知らせします。なお、プレゼンテーションは提出された資料のみをもって行うこととし、追加資料を用いた説明は認められません。
また、社章など、社名が判別できるようなものは身に着けないでください。

（４）評価基準

岡山市エンディングノート等作成業務委託 評価基準（別紙）のとおり

（５）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「３ 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤提案者がプレゼンテーションに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（６）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

９ 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第２３４条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

１０ その他留意事項

- （１）提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- （２）提出された提案書等は、審査以外には使用しません。
- （３）特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- （４）提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- （５）提案書は、岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 33 号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第 5 条第 4 号イの規定により、開示の対象としません。
- （６）この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- （７）この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- （８）この企画競争は、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課
(岡山市保健福祉会館 9 階)

担当：江原・浦上

〒700-8544 岡山市北区鹿田町一丁目 1 番 1 号

電話：(086) 803-1246

FAX：(086) 803-1780

電子メール：tiikihoukatsu@city.okayama.lg.jp